公益財団法人しまね国際センター

国旗・卓上旗の貸出に関する要領

（制定　平成１９年４月１日）

改正　平成２４年４月１日

平成２４年１１月１日

平成２６年４月１日

令和３年４月１日

令和５年４月１日

（目的）

第１条　この要領は、公益財団法人しまね国際センター（以下「センター」という。）が所有する国旗（スタンド等の付属品を含む）、卓上旗（スタンド等の付属品を含む）（以下「物品」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めます。

（対象活動）

第２条　物品は、外国からの訪問団受入れや国際理解の推進を目的にした活動に対して貸し出します。

（手続き）

第３条　借用者は、借用申込書（様式第１号）をセンターに提出してください。

２　上記の借用申込書に対して、貸出しに係る請求書（様式第２号）を発行します。

３　借用料は、請求書を受け取ってから１か月以内に現金または指定の口座への振り込みにてお支払ください。

（借用料）

第４条　借用料は以下のとおりです。

（１）国　旗　　　　　１枚あたり５１７円（税込）

（２）卓上旗　　　　　１枚あたり３０８円（税込）

２　次の借用者には半額の割引を行います。

（１）センターの賛助会員

（２）センターのボランティア登録者

（３）その他センターが認めた者

３　物品の借用・返却にかかる送料は、借用者の負担となります。

（貸出期間）

第５条　貸出期間は、原則として１週間以内とします。

（損害賠償）

第６条　借用者は、物品を損傷または紛失した場合は、直ちに届けるとともに、原状回復に要する費用を弁償して頂きます。

附　則　この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則　この要領は、公益財団法人しまね国際センターの設立登記の日（平成２４年４月１日）から施行する。

附　則　この要領は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　この要領は、令和５年４月１日から施行する。